

山陽小野田市農業委員会

第13回

総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月13日午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		5	森田	祐三
		6	田中	覺
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		10	佐々木	勇藏
		11	五十嵐	奨
		12	村上	雅彦
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 50号 農地法第3条 権利の移動

議案第 51号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 52号 現況証明願い

報告第 27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 53号 農用地利用集積計画について

議案第 54号 農用地利用配分計画の案について

報告第 28号 非農地判定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 13 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員はありません。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は 13 番二井委員と 14 番國吉委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 50 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 7 件です。
- 議案第 50 号番号 34 について議案書をもとに説明いたします。
- 3 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から南西に約 3.2 k m 乃至約 3.4 k m に位置する農用地内及び農用地外の農地です。公図は 4 ページ乃至 6 ページをご覧ください。
- 申請内容は 1 ページの番号 34 のとおりです。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 3 番 現地の報告をさせていただきます。
- 現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。7 月 5 日に事務局 2 名と藤井委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。申請地は 3 ページにありますように、分散していますが、一部が集落内の畑になっています。一番右上の土地に関しては、かなり奥まったところにありますが、草刈りをして管理された状況でした。また、県道沿いになる長い田は水稻耕作がされていました。残りは休耕中で、一部に果樹が植えてありました。譲渡し人は持病の悪化のため、耕作管理が困難なため、譲渡するそうです。譲受人は 4 a 耕作中で、経営規模の拡大のため、譲り受けるそうです。以上で報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 50 号番号 34 に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)

- 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 35 について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第 50 号番号 35 について議案書をもとに説明いたします。
7 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から北東へ約 0.8 k m
に位置する農用地外の農地です。公図は 8 ページをご覧ください。
申請内容は 1 ページの番号 35 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
次に現地調査報告をお願いします。
- 3 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、北側が住宅で、それ
以外は田となっています。申請地の状況は水稻耕作中でした。譲渡人は遠
方に居住しており、管理が困難なことから譲渡するとの事です。譲受人は
0.9ha を耕作しており、農業機械も揃っていることから耕作可能だと思
います。以上で報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 50 号番号 35 に賛成
の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 36 について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第 50 号番号 36 について議案書をもとに説明いたします。
9 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から南へ約 1.5 k m に
位置する農用地外の農地です。公図は 10 ページをご覧ください。
申請内容は 1 ページの番号 36 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
次に現地調査報告をお願いします。
- 3 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、北側が宅地で、それ
以外は田となっています。申請地の状況は草を刈って管理してあります。
譲渡人は遠隔地で維持管理が困難なため譲り渡すとの事で、譲受人は現
在 2.4ha を耕作しており、経営規模を拡大するとの事です。果樹や野菜を
植える予定となっています。以上です。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 50 号番号 36 に賛成
の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 37 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 50 号番号 37 について議案書をもとに説明いたします。
11 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約 3.4 k m に位置する農用地外の農地です。公図は 12 ページをご覧ください。
申請内容は 2 ページの番号 37 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
4 番 周辺の状況は山の中で、かなり奥まった場所にあります。道路といえますか通路はありました。周辺には畑や山林があります。
申請地は畑となっていますが、竹等が多少生えております。
譲渡人は高齢で管理が困難なため近所に居住している譲受人に今後の管理をお願いしたいということで譲渡するとの事です。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 50 号番号 37 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 38 及び 39 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 50 号番号 38 及び 39 について議案書をもとに説明いたします。
13 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 1.7 k m に位置する農用地内の農地です。
公図は 14 ページ及び 16 ページをご覧ください。
申請内容は 2 ページの番号 38 及び番号 39 のとおりで、経営の効率化を図るため、農地を交換するものです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
4 番 現地の状況は保全管理中です。持ち主同士が効率化を図るために、土地の交換をするとの事です。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

6 番 この交換は等価交換ですか。それとも等積交換ですか。
局長 等価交換です。

議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 50 号番号 38 及び番号 39 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長 次に番号 40 について事務局の説明を求めます。
議案第 50 号番号 40 について議案書をもとに説明いたします。
17 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から北西に約 1.4 k m に位置する農用地内の農地です。公図は 18 ページをご覧ください。
申請内容は 2 ページの番号 40 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 3 番 次に現地調査報告をお願いします。
周辺の状況は、北側が法面で南側が住宅、東西は草地及び道路となっています。申請地の状況は畑となっています。譲渡人は耕作が困難なため、譲渡するとの事です。譲受人は 25a を耕作しており、経営規模を拡大するとの事です。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

6 番 申請地をつないでいる細い部分は農道になっているのですか。
3 番 ここは法面があり、そこに排水路がある状態です。
局長 補足させていただきます。元々、一筆であった農地を宅地の 2068-2 を分筆して作ったもので、2 つの農地が分断されたため、排水のために水路を穿ったものです。

議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 50 号番号 40 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 5 件です。
議案第 51 号番号 46 について議案書をもとに説明いたします。
21 ページをご覧ください。申請地は、南支所から北東へ約 0.7 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページ乃至 25 ページをご覧ください

い。申請内容は、19 ページの番号 46 のとおりです。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

4 番

周辺の状況は、市営住宅と戸建て住宅の間の土地になります。申請地の状況は保全管理中の田で、休耕中です。雨水処理に関しては排水路へ、汚水に関しては公共下水に流します。埋立法面の処理は擁壁ブロック積みで、50～70 cm 程嵩上げをするそうです。境界については、既設構造物で確認できています。以上の事から特に問題となることはないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

6 番

22 ページの図面申請地の上側の線が途中から斜めにずれている様に見えますがこれであっていますか。また、現地はどうなっていますか。

局長

公図でもご覧の様な形状をしております。現地は排水路があり、ここについては、分筆前の農地の中に一部食い込んで既設の水路があり、東側の道路に沿っている水路に用排水路としてつながっているということになります。ですので、そのような状況を考慮して分筆がされたもので、今回の申請地には含まれません。用水は西側の市道から入ってくるようです。

議長

他に質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 51 号番号 46 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 47 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 51 号番号 47 について議案書をもとに説明いたします。

26 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約 1.4 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

公図は 27 ページ、土地利用図は 28 ページをご覧ください。申請内容は、19 ページの番号 47 のとおりです。

なお、もう一度 28 ページをご覧くださいと、561-1 と 562-4 に跨って住居があり、無断転用の状態となっておりますが、この点につきましては、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されおり、この住居も譲受人が購入し、資材置場等に活用するとのことですので、申し添えます。

おって、本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 4 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は宅地と畑となっています。申請地の状況は先程事務局から説明がありましたように、住居がまたがって建っている状態です。申請地の資材置場の方は、防草シートが張り巡らされておりました。雨水処理は水路に排水し、汚水は発生しません。埋立もありません。
以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 51 号番号 47 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 48 から番号 50 までは、同一の地区における同種の案件ですので一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 51 号番号 48 乃至 50 について議案書をもとに説明いたします。
29 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から南東へ約 1.2 k m 乃至約 1.4 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
公図は 30 ページ、33 ページ及び 36 ページ、土地利用図は 31 ページ、34 ページ及び 37 ページをご覧ください。申請内容は、19 ページ及び 20 ページの番号 48 乃至番号 50 のとおりで、いずれも太陽光発電施設を設置するものです。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 4 番 次に現地調査報告をお願いします。
周辺の状況は、48・49 番が田の中、50 番は北側が田で、南側が宅地となっています。雨水に関しては 3 件とも排水路にながし、汚水は発生しません。境界は畦畔等の既設構造物で確認できています。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 51 号番号 48、番号 49 及び番号 50 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 52 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の「現況証明願い」は 1 件です。

議案第 52 号番号 12 について議案書をもとに説明いたします。

39 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南西へ約 1.4 k m、農用地外にあります。

公函は 40 ページをご覧ください。申請内容は、38 ページ番号 12 のとおりです。本件は、20 数年前にダム建設に伴う道路工事により、買収された農地の残地が埋め立てられたものであり、すでに宅地・駐車場・通路として使用されていることから、農地としての利用は困難なため、この度、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3 番 現地の状態は事務局からも説明がありましたように、倉庫および道路になっていました。かなり前から現況の様になっていたものと思われます。よって農地性はありませんでした。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 52 号番号 12 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 41 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 33 から 35 までの 3 件で、現契約を合意により解約するものです。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 27 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 53 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 43 ページを御覧ください。

議案第 53 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 115 番から 120 番までの 6 件、11 筆、14,973 m²です。

ご審議の程をお願いします。

議長 質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 53 号は原案どおり決定することとします。

次に議案第 54 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。

なお、五十嵐委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

(この間五十嵐委員退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

局長

45 ページを御覧ください。

議案第54号「農用地利用配分計画(案)」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和3年6月30日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号3の1件、1筆、1,781㎡でございます。

これは、農地法第41条の規定により、山口県知事の裁定に基づき山口県農地中間管理機構が、利用権を取得した農地を貸付先に配分するものです。ご審議の程をお願いします。

議長

質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により議案第54号は原案どおり了承することとします。

五十嵐委員は入室してください。

次に報告第28号「非農地判定による通知について」、事務局の説明を求めます。

局長

46 ページをご覧ください。

今月の非農地判定による通知は、番号1及び番号2のとおりです。

質問はありませんか

無いようでしたら報告第28号は原案どおり処理いたします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長

次回の現地調査は、8月4日(水)9時から、村上委員、國吉委員でお願いします。

第13回総会は、8月12日(水)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長

以上をもちまして第13回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時35分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員(二井)

1 3 番委員

議事録署名委員(国吉)

1 4 番委員
